千葉市消費生活条例の体系

第1章　総　　則

目的【第1条】

消費生活の安定及び向上　／　**市民の安全で安心できる暮らしの実現**

- 消費者の権利の確立
- **消費者の自立支援**

消費者の自立支援の配慮事項

- **事業者による適正な事業活動の確保**
- **消費者の年齢、その他の特性に配慮**

消費者施策推進の配慮事項

- **高齢者その他取引上特に不利な立場に置かれやすい者に配慮**
- **高度情報通信社会の進展に配慮**
- **環境の保全に配慮**

基本理念【第2条】

1. 消費生活において、生命、身体及び財産を侵されない権利
2. 商品及びサービスについて適正な表示等が行われることにより、適切な選択ができる権利
3. 適正な取引環境の下で取引を行う権利
4. 消費生活において、不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利
5. **消費生活を自立して営む上で必要な知識について学習し、及び教育を受ける機会が提供される権利**
6. **消費生活を営む上で必要な情報を適切かつ迅速に知ることができる権利**
7. **自らの意見が消費者施策に十分に反映される権利**

責務、役割【第3条～第7条】

- **千葉市**
  - ・施策の実施【第3条】
- **相互協力【第3条】**
- 国・他の自治体
- **事業者**
  - ・**公正の確保**
  - ・**明確な情報提供**
  - ・**消費者の状況への配慮**
  - ・苦情の処理
  - ・法令遵守・施策に協力
  - ・**個人情報の適正な扱い**
  - ・**環境の保全に配慮**
  - ・**消費者の信頼の確保**【第4条】
- **事業者団体**
  - ・**苦情の処理体制の整備**
  - ・**信頼の確保**【第5条】
- *消費者*
  - ・知識の修得
  - ・自主的・合理的行動
  - ・**権利の自らの確立**
  - ・**環境への負荷の低減**【第6条】
- **消費者団体**
  - ・**情報収集・意見の表明**
  - ・**啓発と教育**
  - ・**被害の防止と救済**
  - ・**健全・自主的な活動**【第7条】

基　本　的　な　施　策　等

第2章　安全の確保【第8条～第12条】
- ・危害を及ぼす商品又はサービスの供給の禁止【第8条】
- ・危害を及ぼす商品の回収等【第9条】
- ・**危害に関する調査等**【第10条】
- ・**立証等の要求**【第11条】
- ・**緊急危害防止措置**【第12条】

第3章　表示、計量等の適正化【第13条～第17条】
- ・**表示の適正化**【第13条】
- ・単位価格、販売価格等の表示【第14条】
- ・計量の適正化【第15条】
- ・**包装等の適正化**【第16条】
- ・広告宣伝の適正化【第17条】

第4章　不適正な取引行為の禁止等【第18条～第21条】
- ・**不適正な取引行為の禁止**【第18条】
- ・生活関連商品等の価格等の調査及び情報の提供【第19条】
- ・特定生活関連商品等の指定【第20条】
- ・特定生活関連商品等の円滑な流通を不当に妨げる行為等の禁止【第21条】

第5章　消費者被害の救済【第22条～第24条】
- ・**苦情の処理**【第22条】
- ・**あっせん又は調停**【第23条】
- ・**消費者訴訟の援助**【第24条】

第6章　消費者教育の推進等【第25条・第26条】
- ・**消費者教育の推進**【第25条】
- ・組織化の推進【第26条】

第7章　情報提供の推進等【第27条・第28条】
- ・情報提供の推進【第27条】
- ・**条例違反等の情報提供**【第28条】

第8章　意見の反映【第29条・第30条】
- ・意見の反映【第29条】
- ・**市長への申出**【第30条】

第9章　消費者支援協定【第31条】

第10章　調査、指導、勧告及び公表【第32条～第35条】
- ・不適正な事業行為の調査【第32条】
- ・**立入調査等**【第33条】
- ・**指導、勧告及び公表**【第34条】
- ・意見の聴取【第35条】

第11章　千葉市消費生活審議会【第36条】

第12章　雑則【第37条】
- ・委任【第37条】

凡例

太　字：新たに規定するもの
網掛け：拡充するもの